

戸塚区わんわんパトロールQ & A

Q 1 : パトロールはどうやって行うのですか？

A 1 : 普段行っている散歩がそのままパトロールになります。

お渡しします腕章とリード標を散歩の際に着けていただくだけで結構です。何人かで集まるとか、日時やコースをあらかじめ決めるといったことは一切必要ありません。

Q 2 : もらった腕章やリード標は、つけなければいけませんか？

A 2 : ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

パトロールをしていることが他者から見て分かるということも、犯罪抑止につながる重要な要素のひとつです。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

リード標は文字部分が蛍光になっており、夜間の散歩の時など交通安全の面からも効果を発揮します。

なお、腕章・リード標がない場合は、保障の対象外となります。

Q 3 : 活動中の事故などに対するの何か保障はありますか？

A 3 : あります。

戸塚区わんわんパトロールは、神奈川県自主防犯活動支援制度の事故給付金制度に登録しています。またその活動は、内容によっては横浜市市民活動保険制度の適用を受けることが可能です。手続きについては協議会事務局がお手伝いいたしますので、まずは速やかにご連絡ください。

神奈川県の事故給付金制度について

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4760/jikokyuufukinhp.pdf>

横浜市市民活動保険制度について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/hoken/>

なお、保障はそれぞれの制度の範囲内となりますので、ご了承ください。

※活動中とは

- ・ 毎回時間やコースを決め、継続して行っている場合の活動中。
- ・ 複数人でグループを作った後、グループでの活動中。
- ・ パトロール中に犬が不審者及び犯人等を追いかけてしまった場合。

等を指します。

自宅から出掛ける途中、帰宅時等は、活動中にあたりませんので、ご注意ください。

Q 4 : 定期的に報告などをする必要がありますか？

A 4 : ありません。

手間になる報告などは必要ありません。いつもどおりの散歩をしていただければ結構です。

ただし、年に1回程度、活動状況を把握するための簡単な調査あるいはアンケートを行うこともありますので、その節はご協力をお願いします。

Q 5 : eメールでの登録も可能ですか？

A 5 : はい。

郵送やFAXはもちろん、eメールでの登録も可能です。わんわんパトロールの募集要領と登録用紙は、戸塚区のホームページにも載せてあります。(登録用紙はワード形式です)

to-wanwan@city.yokohama.jp まで、お気軽にご応募ください。

Q 6 : すでにPTAでわんわんパトロールに取り組んでいますが、登録できますか？

A 6 : はい。

PTAや自治会町内会などですでに取り組んでいらっしゃる団体は、団体単位で登録していただけます。登録方法等については、別途ご相談ください。

Q 7 : 「戸塚区まちの安心・安全推進連絡協議会」って何ですか？

A 7 : 子どもたちが被害者となるような事件が発生する昨今の状況を受け、各種団体や関係機関が連携・協力をして、戸塚区をなお一層安全で安心して暮らせる街にするために、平成18年2月に設置された組織です。戸塚警察署や戸塚区役所もこの協議会に含まれています。